

# 木造住宅耐震化に関する 支援等制度のご案内

## 支援等の対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建てられた又は工事を着工された木造住宅
- ※ 本制度の木造とは、軸組工法、桝組壁工法、伝統的工法をいい、プレハブ工法、丸太組工法、木質パネル工法等は対象外です。
  - ※ 本制度の住宅とは、戸建て住宅のほか、長屋建て住宅、共同住宅を含みます。
- また、住宅の離れや建物の過半が住宅である併用住宅も対象です。

## 耐震診断とは何ですか

- 大地震で倒壊しない耐震性（強さ）があるか調査し、確認することです。
- 耐震診断の目的は、お住まいの弱点を認識し、具体的な対策をたてることです。
- 鈴鹿市では、対象となる木造住宅の調査・確認に対して無料で診断を行っています。

## 補強計画・補強工事とは何ですか

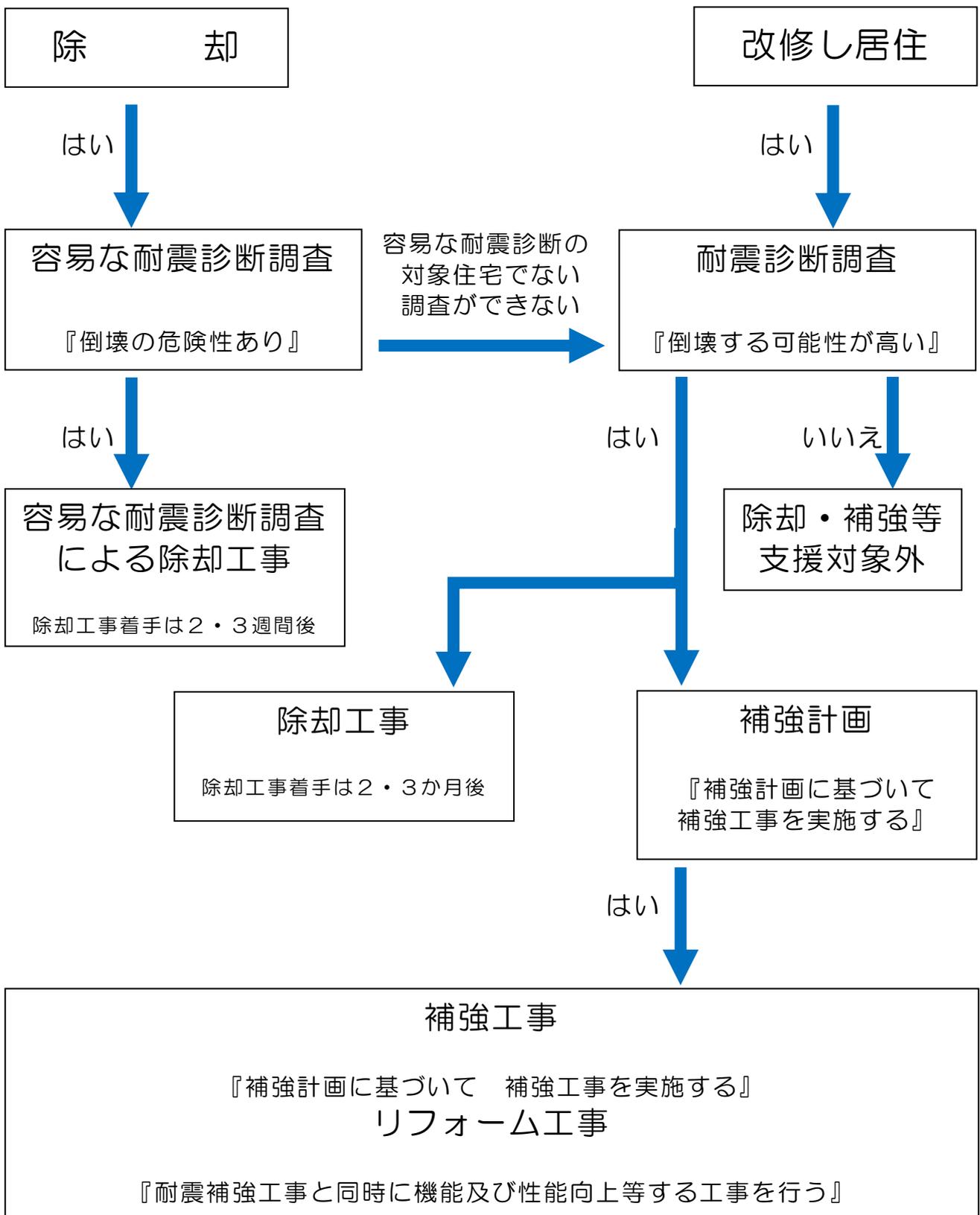
- 耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断・判定された住宅について、弱点を改善することで、一応倒壊しない住宅にするため必要となる計画（設計）、工事のことです。
- 鈴鹿市では、耐震診断等により、「倒壊する可能性が高い」と診断等された木造住宅の補強計画・補強工事に対して支援を行っています。

### 支援制度に関する窓口・お問い合わせ先

鈴鹿市 都市整備部  
建築指導課 建築防災グループ  
電話 059-382-9048  
mail [kenchikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kenchikushido@city.suzuka.lg.jp)  
〒513-8701  
鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市役所 本庁舎 9階 95番窓口

# 木造住宅耐震化の手順

支援等の対象となる住宅を将来どうするのか



## 耐震診断

鈴鹿市が木造住宅の耐震診断を無料で行っています。  
補強工事等を検討されている方はご利用ください。

1棟・1回限り（市が実施する耐震診断を受けていないこと）

## 容易な耐震診断調査

容易な耐震診断調査票を使って、自ら実施する耐震診断です  
除却工事を検討されている方はご利用ください。

## 補強計画

「倒壊する可能性が高い」と診断等された木造住宅の補強計画

一般診断法の場合 上限 **18万円** を補助  
（原則、内装仕上げ等はそのままで診断を行う）

精密診断法の場合 上限 **34万円** を補助  
（内装仕上げ等を一部撤去するなど、精度の高い診断を行う）

1棟・1回限り（過去に本制度を利用して補強計画を行っていないこと）

## 補強工事

補強計画に基く補強工事 上限 **157.5万円** を補助

1敷地・1回限り（過去に本制度を利用して補強工事を行っていないこと）

## リフォーム工事

補強工事と同時に行うリフォーム工事 上限 **20万円** を補助

## 除却工事

「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅の除却工事

上限 **20万円** を補助

1敷地・1回限り（過去に本制度を利用して除却工事を行っていないこと）

## 容易な耐震診断調査による除却工事

「倒壊の危険性あり」と判断された木造住宅の除却工事

上限 **20万円** を補助

1敷地・1回限り（過去に本制度を利用して除却工事を行っていないこと）